

山陽小野田市

子ども・子育て支援事業計画

(平成 29 年度見直し版) (案)



平成 29 年 月

山陽小野田市

第Ⅲ部

事業計画

1 教育・保育提供区域等の設定

(1) 教育・保育提供区域等の定義

子ども・子育て支援法第61条第2項により、市町村は地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を設定することが義務付けられています。

また、子ども・子育て支援事業計画において、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援事業計画では、「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位です。

具体的には、以下の視点で区域設定を考えていきます。

視点① 保護者や子どもが利用しやすい範囲であるか

各事業の特性や地域の特性に応じて、保護者や子どもが利用しやすい範囲を設定する必要があります。

視点② 事業量を適切に見込み、確保できる単位であるか

人口推計やニーズ調査等から適切に必要な事業量を見込むとともに、需要に基づき、既存施設の活用を踏まえ、供給体制を確保しやすい範囲であることも重要です。

(2) 提供区域の比較検討

提供区域の設定数の違いによるメリット・デメリットは以下のとおりです。

区域数	メリット	デメリット
多	面積が狭くなるため、細かく需給を検証できる	施設のない区域が多く発生し、需給のミスマッチが起こる
少	面積が広くなるため、需給調整の柔軟性が高い	施設利用の範囲が実際と異なるなど需給の検証が大雑把になる



できる限り区域内で需給バランスがとれる区域設定が必要

ポイント	区分	評価ポイント
A	面積と施設数	教育・保育施設の利用者が移動可能な範囲であり、かつ、各区域の施設数のバランスはとれているか
B	区域内居住率	居住している区域内の教育・保育施設を利用している児童の割合は妥当か

本市では、「小学校」「中学校」「高齢者福祉計画」「都市計画マスタープラン」の4区域を、教育・保育提供区域の比較対象としました。

■区域別概要等■

	小学校区	中学校区	高齢者福祉計画	都市計画マスタープラン
概要	小学校ごとの区割り	中学校ごとの区割り	地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件や施設整備状況等を考慮した日常生活圏域	市民の身近な生活単位である小学校区を基本に、歴史的な経緯や地形条件等を考慮した地域区分
区域数	12	6	6	4

■高齢者福祉計画とは、高齢者福祉施策を総合的に推進していくための計画で、介護サービスの見込量やサービス確保の方策などを定めたもの。

■都市計画マスタープランとは、市町村の都市計画に関する基本的な方針のことであり、市の都市計画（まちづくり）に関する基本的な方針を示すもの。

以上の4つの区域について、教育・保育施設から見た、総合的な課題は以下のとおりです。

■教育・保育事業区域別に想定される課題■

区分	行政区域
幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> 中学校区6区分の場合、幼稚園のない区域が発生する。（竜王、厚陽） ⇒施設はないが供給不足とはいえない⇒需給バランスが悪い 都市計画マスタープラン4区分の場合、幼稚園のない区域は発生しない。 幼稚園は通園バスを保有している園が多く、広域利用者も多い。 定員充足率から見ると新たな施設整備の可能性は少ない。
保育所	<ul style="list-style-type: none"> 中学校区6区分の場合、区域内居住率の低い区域が発生する。（竜王、小野田） ⇒区域外施設への流出が多い 都市計画マスタープラン4区分の場合、すべての区域で保育所利用者の区域内居住率が<u>80%を超える</u>。 地域特性や交通事情、施設整備状況、区域内居住率を考えると、4区分も考えられる。 ある程度広い区域を設定した方が、需給調整や各サービスの提供が柔軟に対応できる。

以上の課題をみると、各区域とも一長一短があるものの、子ども・子育て協議会での意見やニーズ調査結果においては、日頃の幼稚園、保育所の選定理由として、「教育・保育の方針や内容」「職員の質の高さ」に続き、「自宅からの距離」「通勤・送迎の便の良さ」等もウェイトが高いなど需給調整がしやすい区域設定が求められていることが示されています。以上の分析、検討結果を踏まえ、教育・保育提供区域については、本市では「市全域」とします。

また、各事業の性格から利用者のニーズが異なるため、区域の設定に当たっては、広域性、地域性を加味する必要があることから、地域子ども・子育て支援事業提供区域についても、「市全域」とします。ただし、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、

放課後に実施するという事業特性や施設の設置状況を踏まえ、事業の基本となっている「小学校区」とします。

■地域子ども・子育て支援事業別区域設定■

事業区分	区域設定	考え方
利用者支援事業	市全域	相談支援、情報提供という事業特性を踏まえ、市全域とする。
地域子育て支援拠点事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市全域とする。
妊婦健康診査	市全域	事業特性を踏まえ、市全域とする。
乳児家庭全戸訪問事業	市全域	事業特性を踏まえ、市全域とする。
養育支援訪問事業	市全域	事業特性を踏まえ、市全域とする。
子育て短期支援事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市全域とする。
ファミリーサポートセンター事業	市全域	事業特性を踏まえ、市全域とする。
一時預かり事業	市全域	通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、教育・保育提供の基本型である「市全域」とする。
延長保育事業	市全域	通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、教育・保育提供の基本型である「市全域」とする。
病児・病後児保育事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市全域とする。
放課後児童クラブ	小学校区	放課後に実施するという事業特性や施設の設置状況を踏まえ、事業の基本となっている「小学校区」とする。
実施徴収に係る補足給付を行う事業	市全域	新規事業のため、今後の国の状況を踏まえて必要に応じて検討していく。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	市全域	新規事業のため、今後の国の状況を踏まえて必要に応じて検討していく。

2 教育・保育提供体制の充実

(1) 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

教育・保育提供区域において、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を、ニーズ調査結果（利用希望）と、本市に居住する子どもの「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「認可外保育施設」等の現在の利用状況を踏まえて設定しました。

教育・保育提供区域において設定した「量の見込み」に対応できるよう、教育・保育施設等の確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定しました。ニーズ調査に基づく量の見込みに対応できるよう、幼稚園及び保育所等の施設の充実に努めます。

① 設定区分

設定区分は、以下のとおりです。

教育・保育施設及び地域型保育事業の設定区分	算出対象児童年齢
1号認定（認定こども園、幼稚園）	3～5歳
2号認定①（幼稚園）	3～5歳
2号認定②（認定こども園、保育所）	3～5歳
3号認定（認定こども園、保育所、地域型保育事業）	0～2歳

② 需要量と確保の方策

教育・保育提供区域において設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設（※1）及び確認を受けない幼稚園（※2）、地域型保育事業（※3）による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定しました。

平成 27 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	3歳以上 教育希望	3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		620人	—	923人	454人	67人
		473人	152人	904人	638人	57人
確保 方策 (提供量)	特定教育・保育施設※ ¹	230人	—	984人	485人	87人
		230人	—	871人	536人	78人
	確認を受けない幼稚園※ ²	825人	—	—	—	—
		673人	152人	—	—	—
	特定地域型保育事業※ ³	—	—	—	—	—
	合計②	1,055人	—	984人	485人	87人
		903人	152人	871人	536人	78人
	②-①=	435人	—	61人	31人	20人
		430人	0人	▲33人	▲102人	21人

※上段は実績値、下段は当初計画の値です。

平成 28 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	3歳以上 教育希望	3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		593人	—	871人	474人	165人
		457人	147人	872人	633人	57人
確保 方策 (提供量)	特定教育・保育施設※ ¹	470人	—	959人	472人	150人
		230人	—	871人	536人	78人
	確認を受けない幼稚園※ ²	585人	—	—	—	—
		678人	147人	—	—	—
	特定地域型保育事業※ ³	—	—	—	23人	9人
		—	—	—	19人	0人
	合計②	1,055人	—	959人	495人	159人
		908人	147人	871人	555人	78人
	②-①=	462人	—	88人	21人	▲6人
		451人	0人	▲1人	▲78人	21人

※上段は実績値、下段は当初計画の値です。

平成 29 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	3歳以上 教育希望	3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		450人	143人	853人	616人	56人
確保 方策 (提供量)	特定教育・保育施設※ ¹	264人	33人	871人	581人	86人
	確認を受けない幼稚園※ ²	565人	110人	—	—	—
	特定地域型保育事業※ ³	—	—	—	19人	0人
	合計②	829人	143人	871人	600人	86人
	②-①=	379人	0人	18人	▲16人	30人

平成 30 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	3歳以上 教育希望	3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		600人 435人	— 139人	875人 821人	471人 602人	151人 56人
確保 方策 (提 供 量)	特定教育・保育施設※ ¹	470人 264人	— 33人	957人 871人	470人 581人	144人 86人
	確認を受けない幼稚園※ ²	585人 569人	— 106人	—	—	—
	特定地域型保育事業※ ³	—	—	—	23人 19人	9人 0人
	合計②	1,055人 833人	— 139人	957人 871人	493人 600人	153人 86人
②－①＝		455人 398人	— 0人	82人 50人	22人 ▲2人	2人 30人

※上段は見直し後の計画値、下段は当初の計画値です。

平成 31 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	3歳以上 教育希望	3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		600人 429人	— 135人	881人 808人	474人 585人	152人 56人
確保 方策 (提 供 量)	特定教育・保育施設※ ¹	470人 264人	— 33人	957人 871人	470人 581人	144人 86人
	確認を受けない幼稚園※ ²	585人 573人	— 102人	—	—	—
	特定地域型保育事業※ ³	—	—	—	23人 19人	9人 0人
	合計②	1,055人 837人	— 135人	957人 871人	493人 600人	153人 86人
②－①＝		455人 408人	— 0人	76人 63人	19人 15人	1人 30人

※上段は見直し後の計画値、下段は当初の計画値です。

保育需要は年々増加しており、今後もその傾向が続いていくことが予想される一方で、年少人口は減少傾向にあり、教育・保育の見込量は現状を保って推移していくと予想しています。

(2) 教育・保育施設の一体的提供の推進

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れ、教育・保育を一体的に行う施設です。

現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園、保育所等の施設の意向に即し、認定こども園の移行に必要な施設整備の促進や情報提供を行い、認定こども園の充実に努めます。

併せて、児童福祉と学校教育の両面から、子ども一人ひとりへのきめ細かな発育を支援します。その他、施設の状態（老朽化・耐震性）や地形・地域性及びスムーズな就学移行を基本としながら、保護者の就労を支援するため子どもの送迎や保護者の通勤等の配慮に努めます。

(3) 教育・保育の質の向上

ニーズ調査結果等から、幼児期の教育へのニーズが高まっており、幼稚園教諭、保育士と小学校教員が連携して教育・保育の質の向上を図ることにより、幼・保・小の連携を強化し、継続的な支援体制を確立します。

子どもの「行動の特徴」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達援助の内容」等、子ども一人ひとりの様子を小学校に伝える方法を検討し、小学校入学時に、教員が子どもの特性を把握した上で教育に生かすことができるシステムの構築を図ります。

同一地域で一貫した教育を受けることで、年長児クラスがそのまま小学校へ移行できるなど、スムーズに学校生活になじめるような支援をしていきます。

また、幼児・児童への食事について、アレルギー対策の向上に努めます。

(4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

本市においては、小学校就学前児童の保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に認定こども園、幼稚園、保育所等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、ニーズ調査結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みにより、認定こども園、幼稚園、保育所等の整備を検討します。

特に、出産直後の保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりするといった状況があることを踏まえ、育児休業満了時に、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用を希望する保護者が、円滑に利用できるような環境整備について検討します。

3 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

教育・保育提供区域において、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

ニーズ調査等をもとに、山陽小野田市に居住する子どもの現在の「地域子ども・子育て支援事業」の「現在の利用状況」と「利用希望」を踏まえて設定します。

教育・保育提供区域において設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び「確保方策」を設定します。

平成 27 年度及び平成 28 年度については、上段に実績値、下段に当初計画値を、平成 30 年度及び平成 31 年度は上段に中間年度見直しによる修正後の計画値、下段に当初計画値を示しています。

① 利用者支援事業

事業概要

子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	1 か所	2 か所	1 か所	2 か所	2 か所
	1 か所	1 か所		1 か所	1 か所
② 確保方策	1 か所	2 か所	1 か所	2 か所	2 か所
	1 か所	1 か所		1 か所	1 か所

教育・保育施設や事業等の利用調整、情報提供を行う事業です。平成 28 年度は、市役所内に利用者支援事業（特定型）を、保健センター内の子育て世代包括支援センターに利用者支援事業（母子保健型）の計 2 か所を設置して事業を行いました。

平成 30 年度以降は、現在整備中の子育て総合支援センターで両事業を実施する予定としており、より一層の事業の充実を図ります。

② 地域子育て支援拠点事業

事業概要

保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談や園庭開放等を行います。

対 象 未就学児とその保護者

単 位 人（年間延べ利用者数）

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	20,833 人	21,728 人	23,200 人	26,752 人	28,236 人
	23,000 人	23,100 人		23,300 人	23,400 人
② 確保方策	5 か所	5 か所	5 か所	6 か所	6 か所
	5 か所	5 か所		5 か所	5 か所

現在、5 か所のセンターで事業を実施しています。平成 30 年度以降は、現在整備中の子育て総合支援センター内に、市内 5 か所の地域子育て支援センターの中心的・総合的な地域子育て支援拠点を整備する予定です。

③ 妊婦健康診査

事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」「検査計測」「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

対 象 妊婦

単 位 人（妊娠届出者数）、回（年間延べ受診回数）

需要量と確保の方策

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人数	463 人	435 人	470 人	413 人	413 人
		480 人	475 人		465 人	460 人
	回数	5,731 回	5,428 回	6,060 回	5,200 回	5,200 回
		6,120 回	6,090 回		6,030 回	6,000 回
② 確保方策		医療機関において、国が定める基本的な妊婦健康診査を実施。				

委託契約を締結した医療機関において、実施します。

④ 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

生後 4 か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

対 象 0 歳児

単 位 人（年間訪問乳児数）

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	429 人	434 人	406 人	421 人	413 人
	426 人	416 人		396 人	387 人
②確保方策	429 人	434 人	406 人	421 人	413 人
	426 人	416 人		396 人	387 人
②-①=	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

保健師及び母子保健推進員により実施します。今後さらに母子保健推進員の質の向上と人材確保を図ります。

⑤ 養育支援訪問事業

事業概要

若年の妊婦や妊婦健診未受診の妊婦、子育てに強い不安を抱える家庭などの養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保します。

対 象 養育支援が必要な家庭

単 位 人(支援対象人数)

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	3 人	5 人	10 人	6 人	7 人
	10 人	10 人		10 人	10 人
②確保方策	3 人	5 人	10 人	6 人	7 人
	10 人	10 人		10 人	10 人
②-①=	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

保健師により実施します。

⑥ 子育て短期支援事業

事業概要

保護者の病気や出張、冠婚葬祭等により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行います。

対 象 0 歳児～18 歳児

単 位 人(支援対象人数)

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	25 人	17 人	130 人	30 人	30 人
	120 人	120 人		130 人	140 人
②確保方策	25 人	17 人	130 人	30 人	30 人
	120 人	120 人		130 人	140 人
②-①=	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

委託契約を締結した児童養護施設等で実施します。

⑦ ファミリーサポートセンター事業（子育て援助活動支援事業）

事業概要

子育て中の保護者を支援するため、子どもの預かり等の援助を受けたいものと援助を行いたいものとの相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

対 象 未就学児、小学 1 年生～ 6 年生

単 位 人（年間延べ利用者数）

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	410 人	872 人	352 人	500 人	550 人
	320 人	336 人		369 人	387 人
②確保方策	410 人	872 人	352 人	500 人	550 人
	320 人	336 人		369 人	387 人
②-①=	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

今後、さらなる事業の周知を図るとともに、担い手となる提供会員の人材確保と質の向上を図ります。

⑧-1 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）

事業概要

保育認定を受けない子ども及び保育認定を受けているが教育を希望している子どもについて、通常の利用時間以外に幼稚園や認定こども園で保育を行います。

対 象 3 歳児～ 5 歳児

単 位 人（年間延べ利用者数）

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0 人	1,813 人	9,540 人	3,386 人	3,692 人
	10,110 人	9,750 人		9,540 人	9,090 人
②確保方策	0 人	1,813 人	9,540 人	3,386 人	3,692 人
	10,110 人	9,750 人		9,540 人	9,090 人
②-①=	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

通常の教育時間の後に実施される事業であるため、施設の意向に基づき、幼稚園及び認定こども園において実施します。

⑧-2 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）

事業概要

教育・保育認定を受けない子どもについて、通常の利用時間内に保育所や認定こども園で保育を行います。

対 象 0 歳児～5 歳児

単 位 人（年間延べ利用者数）

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	2,659 人	2,459 人	7,434 人	2,370 人	2,349 人
	7,658 人	7,557 人		7,287 人	7,207 人
②確保方策	2,659 人	2,459 人	7,434 人	2,370 人	2,349 人
	7,658 人	7,557 人		7,287 人	7,207 人
②-①=	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

施設の意向に基づき、保育所及び認定こども園で実施します。

⑨ 延長保育事業

事業概要

保育認定を受けた子どもについて、認定された利用時間以外に保育所や認定こども園で保育を行います。

対 象 0 歳児～5 歳児

単 位 人（利用者数）

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	764 人	748 人	663 人	745 人	738 人
	696 人	679 人		641 人	627 人
②確保方策	764 人	748 人	663 人	745 人	738 人
	696 人	679 人		641 人	627 人
②-①=	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

通常の保育時間と連続的に実施される事業であるため、施設の意向に基づき、保育所及び認定こども園において実施します。

⑩ 病児・病後児保育事業

事業概要

急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを一時的に医療機関等で保育を行います。

対 象 未就学児、小学 1 年生～ 3 年生

単 位 人（年間延べ利用者数）

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,171 人	1,265 人	965 人	1,287 人	1,342 人
	1,010 人	985 人		940 人	920 人
②確保方策	1,171 人	1,265 人	965 人	1,287 人	1,342 人
	1,010 人	985 人		940 人	920 人
②-①=	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

現在、市内 2 か所及び協定を結んでいる近隣 1 市の医療機関で実施しています。

⑪ 放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）

事業概要

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に家庭で保護することができない小学生の保育を行います。

対 象 小学 1 年生～ 6 年生

単 位 人（利用者数）

需要量と確保の方策

市全域	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
① 量の見込み	698 人	769 人	666 人	905 人	928 人	
	688 人	689 人		668 人	651 人	
	低学年	687 人	752 人	431 人	767 人	787 人
		447 人	453 人		437 人	418 人
	高学年	11 人	17 人	235 人	138 人	141 人
		241 人	236 人		231 人	233 人
② 確保方策	705 人	757 人	758 人	849 人	891 人	
	473 人	613 人		835 人	875 人	
②－①＝	7 人	▲12 人	92 人	▲56 人	▲37 人	
	▲215 人	▲76 人		167 人	224 人	

既存施設において、現状で高学年の受入れが可能なクラブは、なるべく早い時期に受入れを開始します。施設整備が必要なクラブについては、学校の空き教室や周辺の民間事業所等への委託を含めて整備計画を策定し、整備が完了したクラブから高学年の受入れを開始します。

本山児童クラブ	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
① 量の見込み	48 人	54 人	74 人	59 人	60 人	
	76 人	77 人		74 人	72 人	
	低学年	48 人	54 人	47 人	50 人	51 人
		49 人	50 人		48 人	45 人
	高学年	0 人	0 人	27 人	9 人	9 人
		27 人	27 人		26 人	27 人
② 確保方策	48 人	54 人	66 人	54 人	54 人	
	36 人	66 人		66 人	66 人	
②－①＝	0 人	0 人	▲8 人	▲5 人	▲6 人	
	▲40 人	▲11 人		▲8 人	▲6 人	

赤崎児童クラブ	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
③ 量の見込み	69 人	72 人	75 人	86 人	87 人	
	77 人	77 人		76 人	74 人	
	低学年	68 人	70 人	56 人	73 人	74 人
		57 人	58 人		58 人	55 人
	高学年	1 人	2 人	19 人	13 人	13 人
		20 人	19 人		18 人	19 人
④ 確保方策	69 人	72 人	61 人	72 人	72 人	
	36 人	36 人		98 人	98 人	
②－①＝	0 人	0 人	▲14 人	▲14 人	▲15 人	
	▲41 人	▲41 人		22 人	24 人	

須恵児童クラブ	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	83 人	99 人	106 人	120 人	124 人
	109 人	109 人		106 人	104 人
	低学年	83 人	99 人	102 人	105 人
	71 人	71 人	69 人	69 人	67 人
高学年	0 人	0 人	37 人	18 人	19 人
	38 人	38 人		37 人	37 人
② 確保方策	83 人	99 人	80 人	120 人	120 人
	40 人	40 人		120 人	120 人
②-①=	0 人	0 人	▲26 人	0 人	▲4 人
	▲69 人	▲69 人		14 人	16 人

小野田児童クラブ	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
③ 量の見込み	60 人	62 人	56 人	78 人	80 人
	58 人	58 人		56 人	54 人
	低学年	60 人	62 人	35 人	66 人
	37 人	37 人	21 人	35 人	33 人
高学年	0 人	0 人	21 人	12 人	12 人
	21 人	21 人		21 人	21 人
④ 確保方策	60 人	62 人	80 人	62 人	62 人
	40 人	80 人		80 人	80 人
②-①=	0 人	0 人	24 人	▲16 人	▲18 人
	▲18 人	22 人		24 人	26 人

高泊児童クラブ	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
⑤ 量の見込み	67 人	67 人	64 人	79 人	81 人
	67 人	67 人		64 人	62 人
	低学年	67 人	67 人	40 人	67 人
	42 人	42 人	24 人	40 人	39 人
高学年	0 人	0 人	24 人	12 人	12 人
	25 人	25 人		24 人	23 人
⑥ 確保方策	67 人	67 人	70 人	67 人	67 人
	30 人	30 人		70 人	70 人
②-①=	0 人	0 人	6 人	▲12 人	▲14 人
	▲37 人	▲37 人		6 人	8 人

高千帆児童クラブ	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	105 人	115 人	99 人	143 人	146 人
	102 人	102 人		99 人	97 人
	低学年	105 人	115 人	56 人	121 人
	58 人	59 人	43 人	57 人	55 人
高学年	0 人	0 人	43 人	22 人	22 人
	44 人	43 人		42 人	42 人
② 確保方策	93 人	110 人	80 人	110 人	150 人
	40 人	80 人		80 人	112 人
②-①=	▲12 人	▲5 人	▲19 人	▲33 人	4 人
	▲62 人	▲22 人		▲19 人	23 人

有帆児童クラブ	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
① 量の見込み	48 人	43 人	37 人	55 人	57 人	
	39 人	39 人		38 人	37 人	
	低学年	48 人	43 人	26 人	26 人	47 人
	27 人	28 人			27 人	25 人
高学年	0 人	0 人	11 人	8 人	9 人	
	12 人	11 人		11 人	12 人	
② 確保方策	48 人	43 人	72 人	55 人	57 人	
	32 人	32 人		72 人	72 人	
②-①=	0 人	0 人	35 人	0 人	0 人	
	▲7 人	▲7 人		34 人	35 人	

厚狭児童クラブ	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
③ 量の見込み	129 人	144 人	85 人	172 人	177 人
	87 人	87 人		85 人	83 人
	低学年	128 人	144 人	57 人	146 人
	58 人	59 人		57 人	55 人
高学年	1 人	0 人	28 人	26 人	27 人
	29 人	28 人		28 人	28 人
④ 確保方策	122 人	125 人	110 人	165 人	165 人
	80 人	110 人		110 人	110 人
②-①=	▲7 人	▲19 人	25 人	▲7 人	▲12 人
	▲7 人	23 人		25 人	27 人

厚陽児童クラブ	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
⑤ 量の見込み	17 人	16 人	11 人	19 人	20 人
	12 人	12 人		11 人	11 人
	低学年	16 人	16 人	8 人	16 人
	9 人	10 人		8 人	8 人
高学年	1 人	0 人	3 人	3 人	3 人
	3 人	2 人		3 人	3 人
⑥ 確保方策	30 人	30 人	40 人	40 人	40 人
	40 人	40 人		40 人	40 人
②-①=	13 人	14 人	29 人	21 人	20 人
	28 人	28 人		29 人	29 人

出合児童クラブ	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
⑦ 量の見込み	29 人	40 人	18 人	38 人	39 人
	19 人	19 人		18 人	17 人
	低学年	25 人	40 人	11 人	32 人
	12 人	12 人		11 人	10 人
高学年	4 人	0 人	7 人	6 人	6 人
	7 人	7 人		7 人	7 人
⑧ 確保方策	30 人	31 人	40 人	40 人	40 人
	40 人	40 人		40 人	40 人
②-①=	1 人	▲9 人	22 人	2 人	1 人
	21 人	21 人		22 人	23 人

津布田児童クラブ	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
① 量の見込み	8 人	13 人	8 人	12 人	12 人	
	8 人	8 人		8 人	8 人	
	低学年	7 人	10 人	5 人	10 人	10 人
		5 人	5 人		5 人	5 人
	高学年	1 人	3 人	3 人	2 人	2 人
3 人	3 人	3 人	3 人			
② 確保方策	20 人	20 人	19 人	20 人	20 人	
	19 人	19 人		19 人	19 人	
②-①=	12 人	7 人	11 人	8 人	8 人	
	11 人	11 人		11 人	11 人	

埴生児童クラブ	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
① 量の見込み	35 人	44 人	33 人	44 人	45 人	
	34 人	34 人		33 人	32 人	
	低学年	32 人	32 人	21 人	37 人	38 人
		22 人	22 人		22 人	21 人
	高学年	3 人	12 人	12 人	7 人	7 人
12 人	12 人	11 人	11 人			
② 確保方策	35 人	44 人	40 人	44 人	44 人	
	40 人	40 人		40 人	40 人	
②-①=	0 人	0 人	7 人	0 人	▲1 人	
	6 人	6 人		7 人	8 人	

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する経費及び行事への参加に要する費用等の助成を行います。

需要量と確保の方策

事業を実施していません。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進します。

需要量と確保の方策

事業を実施していません。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

以下に、子育て世代への多様な支援の充実を図るため、地域子ども・子育て支援事業の質の向上について、事業の基本的な方向を示します。

① 利用者支援事業

関係施設や事業者と連携を密にし、利用者が円滑に教育施設や子育て支援事業を利用できるように、情報提供を行います。

② 地域子育て支援拠点事業

少子化や家族形態の変化に対応し、いつでも気軽に相談ができるような体制づくりや自主的な子育てサークルの育成と活動の支援のほか、幼児期における子どもの心身の健やかな発達を促進するため、親子のふれあいの場の充実に努めます。

③ 妊婦健康診査

母子保健の観点からもっとも重要な事業であり、継続して取り組んでいきます。安全で安心な出産を迎えるため、健康診査の必要性の周知を行い、受診率の向上を図ります。

併せて、本事業をはじめとした母子保健施策については、妊娠・出産期からの切れ目のない支援という観点から、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導など幅広い取組を推進していきます。

④ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児家庭全てを訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐことにより、乳児家庭の孤立化を防ぐとともに、乳児の健全育成環境を整えます。

⑤ 養育支援訪問事業

子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭に、子育て経験者による育児家事の援助または専門職による具体的な指導助言を訪問により実現し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。

⑥ 子育て短期支援事業

家庭や地域の子育て機能の低下などに伴い、児童の受け皿が必要とされていることから、本事業の周知徹底を行い、必要な家庭に必要な支援ができるよう努めます。

⑦ ファミリーサポートセンター事業（子育て援助活動支援事業）

ファミリーサポートセンターの活動についての周知・啓発活動を実施し、会員の確保を図

るとともに、提供会員の確保とレベルアップのための研修の充実を図ります。

⑧ 一時預かり事業

本計画においての一時預かり事業としては、幼稚園及びそれ以外（保育園における預かり保育）2つの形態での量の確保方策を設定していますが、今後とも継続して保育が必要な保護者や緊急時での預かりを必要とする保護者が増加することが予想されることから、事業者と調整し、量の確保と安全な保育のための人材や設備等の充実とともに、施設間や近隣市との連携を図ります。

⑨ 延長保育事業

保護者の就業形態の多様化に伴い、今後ともニーズが高くなることが予想されることから、設備の整備や人材の確保等についての課題整理を通して、課題解決に向けた具体的な取組について事業者等との調整を図ります。

⑩ 病児・病後児保育事業

病気による突発的・単発的な保育ニーズである本事業は、保護者からのニーズが高い事業であり、時期的に利用度の差が大きいものの、子育て支援には必要な事業であるため、今後もしっかり継続実施していきます。

⑪ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

本事業の実施にあたっては、小学校とも連携を密にし、放課後や長期休業期間における子どもの安全を保障し、安心できる居場所づくりを実施するため、計画的な受け皿確保のための施設整備を行います。また、入所審査基準に基づいた適切な児童の受入と、必要に応じて入所要件等の見直しを行い、効率的な受入体制を整えるとともに、指導員の人材確保、質の向上を図ります。さらに、特別な支援を要する子どもたちの受け皿づくりのための設備等の環境整備のほか、専門的な知識や技能を有する人材の確保を検討します。

併せて、国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」との一体的または連携した活用を検討します。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

今後示される国の指針等に基づき、**取組について検討していきます。**

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

今後示される国の指針等に基づき、**取組について検討していきます。**

4 安心して子育てに取り組める支援体制づくり

(1) 子育てを支える地域社会の形成

子どもに関わるボランティアや関係団体等の活動の充実や人材の養成を図るとともに、子どもへのさまざまな体験活動等を充実させるため、家庭、地域、学校等の連携強化に努めます。

学校教育においても地域住民を中心に支援や協力を要請し、開かれた学校づくりに努めるとともに、子育てに関する活動をしている民間の人材等の発掘や登用を検討します。

併せて、社会全体で子どもの育ちを支え、地域ぐるみで子どもの育ちを支援していくために、市内小中学校で取り組んでいる「地域協育ネット」を核として、学校・家庭・地域の連携による教育支援体制の拡充を進めます。

また、保護者の子育てに関わる負担軽減に寄与するため、児童手当等の各種経済的支援を継続的に進め、その充実に努めます。さらに、少子化対策の一環として、多子世帯への支援や、子どもがほしいと願う人が妊娠、出産につながるよう、不妊治療費等の助成等を継続して実施するとともに、事業の周知に努めます。

(2) 相談体制、情報提供の充実

地域や保護者間のつながりの希薄化によって、身近で気軽に相談できる相手が少なくなり、子育て中の孤独感、不安感の増加などを背景に、相談内容が多様化、複雑化しています。

特に妊婦については、産後の子どもと一緒に生活スタイルがまだイメージしにくく、地域子育て支援センター等の地域での支援事業を知らないまま、育児と家事の両立に不安を感じる母親も少なくありません。

パンフレット等による情報提供のほか、子育て情報サイトの内容をさらに充実させ、妊娠中や育児中に感じる孤独感、不安感を軽減できるような環境づくりを検討します。

(3) 学校における教育環境の整備

いじめや少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、学校、家庭、地域及び関係機関とのネットワークづくりに努め、児童・生徒の心の問題に対応していきます。

さらに、子どもが積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、スポーツ少年団の活動支援等スポーツ環境の充実を図っていきます。

学校評議員制度や学校評価を活用し、特色ある学校づくりに努めるとともに、学校運営の透明性を高める等地域に開かれた学校づくりに継続して取り組みます。

また学校施設の開放により、子どもの居場所づくりを進めるとともに、さまざまな世代が集う地域コミュニティの形成についても継続的に取り組んでいきます。

(4) 家庭の教育力の向上

昨今、家庭での教育力の低下が指摘され、地域等における家庭教育への支援が一層求められています。家庭の教育力を高めるような取組を通して、基本的な生活習慣はもちろん、親と子の関わり等についての学習機会の充実を図ります。

5 安心して出産、子育てができる保健環境づくり

(1) 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健指導

安全な妊娠や出産のため、母子健康手帳の交付をはじめ、妊娠届出時の面接における禁煙、禁酒の指導強化や健康診査結果のチェック等を実施します。また、産科医との連携を図ることにより後期妊婦健康診査での異常なしの割合の増加を目指します。さらに、妊婦同士の情報交換、育児の孤立防止のため、マタニティスクール等を通じて知識の情報発信に努めます。

小児期の健康管理については、発達段階に合わせた健康診査を行い、病気の早期発見、健康的な生活習慣の確立に向けた健康教育等の一層の充実に努めます。

従来から、幼児健康診査結果での虫歯罹患率が高いため、ライフスタイルに応じた歯科保健教育に力を入れていますが、関係団体と連携し、さらなる歯科保健の充実に努めます。

併せて、何時でも安心して医療が受けられるように、関係機関と連携し、夜間・休日における小児医療体制の充実に努めます。

(2) 育てにくさを感じる親によりそう支援

育てにくさの原因は、子ども側に問題があったり、保護者自身の問題であったり様々ですが、育てにくさを感じる保護者の気持ちに寄り添うことは、虐待防止の観点からも大変重要です。

訪問や育児相談等で保護者の思いを十分に聞き取り、保護者の気持ちに添った援助を行い療育につなげ、イライラしたり辛いと感じる割合の減少を目指します。また、保護者自身に問題がある場合には、医療機関等の関係機関と連携し問題解決へつなげます。

これらの支援を行うために、対象者の把握に努め、保健師の訪問の徹底を図ります。

(3) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

健康な身体をつくるためには、規則正しい生活と栄養バランスの取れた食事が大事です。そのためには、山陽小野田市食育推進計画「元気いっぱいねたろう『食育』プラン」に基づき、子どもから大人になるまでの成長の段階に応じた食に関する情報の提供を行い、食育を推進することで、疾病の予防や適切な食習慣の確立を図ります。

具体的には、学校等で把握している肥満ややせなど、将来の健康に影響を及ぼす可能性の高い児童や生徒については、学校や家庭と連携して個別指導を行います。

また、家庭・学校・地域・行政が協働できる体制をつくり、連携体制を強化し、ライフステージに応じた中断のない食育を推進します。

成長の基礎となる丈夫な身体をつくり、心と身体のバランスのとれた健全な成長を促し、子どもの発達段階に応じた性に対する正しい知識を身につけさせるため、さらに薬物や喫煙等の思春期の教育を推進します。

6 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

(1) 相談体制づくりや関係機関との連携強化

専門的な支援を要する子ども及び家庭への支援を充実させるため、地域の関係機関の連携および情報収集・共有の取組の強化に努めます。

具体的には、要保護児童対策地域協議会「山陽小野田市子育て支援ネットワーク」の活動を中心として、児童相談所や民生委員・児童委員、母子保健推進員、保育所、児童福祉施設、学校、教育委員会、警察、医療機関等、幅広い関係者とネットワーク化により取組の推進を図ります。

また、同協議会の効果的な運営や虐待相談に対する組織的な対応のため、専門性を有する職員の配置や講習会への参加等を通じた体制強化及び資質の向上を図ります。

さらに、一時保護等が必要と判断した場合の児童相談所長等への通知や児童相談所へ適切な援助を求めるなど、県との連携強化を図ります。

また、里親や児童養護施設等において子どもが健やかに成長するため、行政、学校、民間団体等の関係機関との連携を強化するとともに、里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発等の充実を図り、社会的養護の地域資源の活用及び社会的養護の支援体制の整備に努めます。

(2) 発生予防、早期発見、早期対応等

虐待の発生予防のため、医療機関等との連携を図りながら、健康診査や保健指導等の母子保健事業、乳児家庭全戸訪問事業を通じて、特定妊婦をはじめとした養育支援を必要とする家庭への支援につなげていきます。

具体的には、健康診査や家庭訪問、子育て支援サービス、地域の医療機関やその他関係機関と連携し、妊娠期からの虐待防止対策を行います。また、各種健康診査未受診者対策として、母子保健推進員、民生委員・児童委員からの情報提供や、行政、幼稚園、保育園等の連携等により受診率の向上に努めるとともに、健康診査未受診者への訪問等による安否確認を行います。

これらの訪問、乳幼児相談・指導等の保健事業を受けることによって「子どもを虐待していると感じる」保護者の割合の減少を目指します。

(3) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため、子育て短期支援事業、保育及び放課後児童クラブ等の各種支援策を推進するとともに、母子自立支援員による生活支援のほか、児童扶養手当や医療費助成等の養育支援、自立支援給付による就業支援や貸付制度等の経済的支援等を継続し、総合的な自立支援の推進に努めます。

また、子育てサービスの情報提供や、相談体制の一層の充実を図ります。

(4) 障がい児施策の充実

障がいのある子どもが地域で共に成長するためには、公的なサービスの充実とともに市民一人ひとりが障がい児に対する理解を深め、地域の障がい児がいる家庭を温かく見守っていくことが必要です。

そのため、障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見や早期治療を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を継続して推進します。

また、障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、適切な助言や指導ができる療育相談の充実を図ることにより、総合療育支援の強化を図ります。

保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組を推進するとともに、地域の障がい児とその家族等に対する支援の充実に努めます。

さらに、自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障がいを含む障がいのある子どもについては、障がいの状態に応じて、幼稚園教諭、保育士等の資質や専門性の向上、学校支援員の配置の充実を図るとともに、専門家等の協力も得ながら一人ひとりの希望に応じた適切な教育上必要な支援等に努めることにより、子どもたちが、可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加ができるための必要な力を培えるよう、総合的な生活支援を実施します。

7 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

仕事を持つ母親が増加する中、子育てについての様々な負担をできるかぎり軽減するため、男性の子育て参加や、社会全体で支える環境を整備する必要があります。

また、仕事と生活の調和の実現については、国が示す「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使をはじめ国民が積極的に取り組むとともに、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

そのため、ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直しや子ども・子育て支援に取り組む団体等と相互に密接に連携し、協力し合いながら、社会全体で支える環境の整備に努めます。

(2) 事業主の取組の促進

ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直しや、子ども・子育て支援に積極的に取り組む企業を表彰する県の男女共同参画推進事業者の認定制度を支援すること等により、仕事と子育てを両立できる職場づくり、職場ぐるみで子育てのサポートができる環境づくりの取組の推進を図ります。

(3) ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進

様々な機会を活用して、仕事と生活の調和の重要性に関する市民の理解の促進や、仕事と子育てを両立しやすい社会の実現に向けた社会的気運の醸成に努めます。

また、インターネットによる周知・広報等を通じた子育てに関する理解の促進等、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発等を推進します。

併せて、子育てと仕事が両立できる働き方の実現のため、男性の育児休業の取得促進等について、職場や地域社会全体への意識啓発等を推進します。

8 安全・安心な子育て環境の充実

(1) 子どもの安全の確保及び環境の整備

子どもを交通事故から守るためには、地域と学校、警察などの関係機関・団体と連携し、交通事故の減少に向けた取り組みを強化する必要があります。

子どもたちの交通安全に関する知識を深め、交通ルールを守る習慣を小さいときから身につけることが第一であることから、幼児期の交通安全指導や交通安全教室の開催等の充実を通して、交通安全意識の高揚に努めます。

また、子どもが被害者となる事件が全国各地で発生しており、年々、凶悪化する傾向にあることから、子育て中の親にとって、子どもの犯罪被害は大きな不安要因のひとつとなっています。

そのため、子どもを犯罪などから守るために、防犯対策協議会の活動等地域の防犯パトロールなどの防犯活動等を通じて、地域全体での見守りにより、犯罪の発生しない環境づくりに継続して努めます。

(2) 子育てを支援する生活環境の整備

市内の道路は、国道を中心に、県道、市道が幹線道路として整備されていますが、道幅が狭い道路もあるなど、安全な道路環境とはいえない状況にあります。

そのため、安全性の確保やまちづくりの観点に立って、バリアフリー化など子どもや保護者にやさしい生活環境を確保するとともに、通学路の安全点検を定期的に行い、改善策を講じるなど、計画的かつ効率的な道路整備に努めます。

また、子どもが社会性を培うために欠かすことができない身近な遊び場として、公園や広場等の整備と適切な管理に努めます。

9 青少年の健全育成の充実

子どもを取り巻く環境は、スマートフォン等の普及による多様な情報の氾濫により、一層多様化、複雑化してきており、薬物の乱用、喫煙や飲酒による心身への影響が非常に危惧されています。青少年育成協議会の活動等を通して、地域社会全体での青少年健全育成の取組体制を充実させるとともに、思春期の子どもたちが、正しい知識を持ち適切な対応が取れるように、薬物や喫煙等による体への影響等思春期の保健に関する普及活動や環境づくりに努めます。

また、成長の基礎となる丈夫な身体をつくり、心と身体のバランスのとれた健全な成長を促すために、子どもの発達段階に応じた性に対する正しい知識を身につけさせるための保健教育を推進します。